

基本方針変更案への意見と対応

	主な意見の概要	対応方針案
第 10 回港湾分科会	<u>地球規模での環境問題に対応する</u> ために RORO 船、フェリー等による複合一貫輸送利用の促進に取り組むといった記載ができないか。	温室効果ガスの排出抑制等、地球規模の環境問題への対策として明示する修文を行う。〔 章 1 (1) p 4 〕
	<u>住民という概念</u> は狭いのではないか。 <u>市民</u> の方が適切な表現なのではないか。	住民以外の個人からも広く意見を把握できるようにのご指摘や同趣旨の一般からの意見等を踏まえ、市民との表現に修文する。〔 章 3 、 p 8、p 14 他〕
	<u>市民が港に近づけない場所とパブリックアクセスを推進する場所</u> の考え方について記載が必要である。	利用実態に配慮して機能を適切に配置する旨の修文を行う。〔 章 2 (1) p 10 〕
	実施にあたっての事業評価のみならず、 <u>過去の事業評価を織り込んだ形で振り返ってみて見る</u> ことも必要。	事後の評価についても実施することから意見を踏まえて修文する。〔 章 3 p 13 〕
	予測は予測として、 <u>現実の変化が激しいとき、予測値そのものを見直す</u> などの機敏な対応が必要。	変化が激しい際には、適切な時期に予測を見直すこととしたい。
	<u>スーパー中枢港湾の目指すものとして</u> 、コストの 3 割削減とリードタイムの短縮のみではなく、 <u>物流の質の向上の観点が必要</u> なのではないか。	指摘を踏まえ、物流の高品質化の観点も含めて修文する。〔 章 2 p 19 〕

	主な意見の概要	対応方針案
関係省庁	<u>厳しい財政事情等を踏まえて、より効率的な対応</u> を求める記載が出来ないのか。	公社制度の見直し、港湾の統合、ターミナルの再編について言及し、修文する。 〔 章1(2) p6 〕〔 章3 p13 〕〔 2章2 p17 〕
	循環資源については、 <u>効率的なだけでなく適正に収集運搬される必要がある</u> 旨記載するべき。	ご指摘のとおり修文する。 〔 章1(1) p5 〕
港湾管理者	貨物量等を始めとして港湾計画等で反映できるよう <u>基本方針の改正の間隔を適切に確保</u> して頂きたい。	急激な情勢の変化、全国の港湾計画の変更の予定等を踏まえ、適切な時期に必要な変更をすることとしたい。
	観光による地域の活性化には、 <u>一体的な水際の魅力創出が必要</u> である。	水際空間の活用は、臨海部の都市再生における重要なテーマであり、ご指摘を踏まえ修文する。〔 章2(2) p8 〕
	<u>中枢国際港湾と中核港湾の機能、役割の違いを明らかにし、基幹航路の取扱いは中枢国際港湾に集中させる必要がある</u> ことを明記していただきたい。	今回の基本方針の変更により、中枢国際港湾は、港湾におけるコスト・サービス水準の国際競争力の確保を図る旨や、超大型コンテナ船への対応等、求められる機能、役割について記載を充実している。このため原案のとおりとする。 〔 章2 p18 〕
	港湾利用者は、経済合理性に基づいて港湾を選択している。このため、施設の配置の考え方は、投資効果が最大限発揮される <u>経済合理性の観点を中心に重点的な施設配置とするべき</u> である。	背後圏の特性を踏まえて施設を配置することは、個々の輸送形態毎の拠点形成の箇所に記載しているところである。ここでは隣接する港湾間での役割分担に重点をおいて計画策定にあたって踏まえるべき事項として述べたものであるため原案のとおりとする。〔 章1 p26 〕

	主な意見の概要	対応方針案
港湾管理者	<u>その他港湾における国際海上コンテナ貨物の推計値は、近年の傾向から見て、少ないのではないか。</u>	今回の基本方針変更案で中枢国際港湾におけるコスト・サービス水準の国際競争力確保を方針として示し、中枢国際港湾と地域のコンテナ港湾との連携に努めるよう求めている前提での見通しである。現状を踏まえてのトレンド予測を行っているものではないため原案で妥当である。 〔 章1別表2 p36 〕
意見募集	沿岸域における港湾の開発、環境保全の取組みは、 <u>縦割りの行政の視点からの取組にならないよう総合的な沿岸域管理の観点から行う必要がある。</u>	現在の基本方針の記載にあるとおり、港湾を超えた沿岸域全体の環境保全を視野に入れて関係者と連携しつつ自然環境の保全を進めて参りたい。〔 章1 p24 〕
	港湾の開発、環境保全にあたっては、 <u>地元住民の視点のみならず、港湾の利用者、市民の視点を取り入れるべき。</u>	今回の基本方針の変更では、構想段階から住民の意見を把握する旨の方針を示し、意見募集したところ。住民の視点より広い概念の市民の視点を取り入れるべきとの意見を踏まえ住民としていたところを市民に修文する。 〔 章3 、 p13、14 〕
	<u>港湾の環境について方針を立てるだけでなく、具体的に推進するための事業制度や財政措置の充実を行う必要がある。</u>	今回の基本方針の変更を受けて、具体的な政策や推進方策については、今後、港湾分科会環境部会等で検討が進められることとなる。〔 章p23 〕
	事業開始後についても環境についての新たな知見に基づいて <u>事業計画を柔軟に再検討していくシステムの構築が必要。</u>	事業開始後においても環境に限らず外的要因や状況の変化に対応すべく中間的な評価等を取り入れているところである。 〔 章3 p13 〕

